

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した
契約の締結実績の概要

令和 8年 5月 8日
独立行政法人海技教育機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 令和7年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和7年度における環境配慮契約の締結状況

電気の供給（高圧・特別高圧）を受ける契約について、①裾切り方式（環境配慮契約）実施は6件、②裾切り方式実施の結果、不調・不落により他方式での契約は1件の計7件行った。

電気の供給（低圧等）を受ける契約について、①裾切り方式（環境配慮契約）実施は1件、②少額随意契約は10件の計11件行った。

自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、総合評価落札方式（環境配慮契約）による自動車の購入契約を1件行った。

建築物の維持管理に関する契約について、8件の契約を行ったが、いずれも学

校の保守点検等を目的としており、温室効果ガス等の排出の削減についての工夫の余地が無い業務等のため、環境配慮契約は行えなかった。

産業廃棄物処理に係る契約について、1件の契約を行ったが、契約の締結が急を要するものであったため、環境配慮契約は行えなかった。